訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

運営規定

(事業の目的)

第１条　医療法人寿光会が開設する介護老人保健施設エスポワール岬が行う、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

２　指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診療にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。

３　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションが行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

４　事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保険医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第３条　事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

１　名　称：介護老人保健施設エスポワール岬

２　所在地：千葉県いすみ市岬町和泉 330-1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第４条　事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（１） 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

（２）医師

定期的に診療を行い、担当理学療法士・作業療法士に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行う。

利用者の急変時には、速やかに理学療法士・作業療法士へ指示を出し対応する。

（３）理学療法士、作業療法士

理学療法士、作業療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問 リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。理学療法士、作業療法士、言語療法士、いずれかの職種１名以上

（営業日及び営業時間）

第５条　事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月３０日から１月３日までを除く。（事業所のやむをえない都合等により提供が困難な場合は曜日を限定して提供することがある。）

２　営業時間　　午前８時３０分から午後５時 30 分

サービス提供時間　午前９時 00 分から午後５時 00 分

（事業の内容）

第６条　指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（指定介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、いすみ市、一宮町の区域とする。

（利用料その他の費用の額）

第８条　この事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

２　第７条に規定した通常の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。通常の事業実施地域を越えた地点から、１ｋ

㎞につき 20 円とする。

3　交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

（虐待防止に関する事項）

第 9 条　施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）　虐待防止のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（身体拘束）

第 10 条　施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（ハラスメントへの対応）

第 11 条　施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え職員の就業環境を害するもの、ならびに利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動（カスタマーハラスメント）により、職員の就業環境を害するおそれのある行為等あらゆるハラスメントについて、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

（１）　カスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。

①　暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

②　業務の範囲を超える過度又は不当な要求

③　合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム

④　その他、職員の就業環境を著しく害する行為

（２）　当施設は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。
（３）　当施設は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。
（４）　カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

（緊急時における対応方法）
第 12 条　この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める

（その他運営に関する留意事項）
第 13 条　施設は、従業者の質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
（１）採用時研修　採用後１ヵ月
（２）継続研修　　年１回
２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を補遺させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
４　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（非常災害対策）
第 14 条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（苦情・相談）
第 15 条　利用者からの苦情・相談に対しては、以下の窓口を設け、随時関係各所の責任者が対応する。

医療法人社団 寿光会　介護老人保健施設 エスポワール岬
千葉県いすみ市岬町和泉 330-1　　TEL:0470-80-2711　　FAX:0470-80-2712
受付時間　月曜日～土曜日　9:00～17:00　　担当：事務長

附　則
この規定は、２０１９年１０月　１日から施行する。
この規定は、２０２６年１０月　１日から施行する。